

令和5年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会 会議録

- 日 時： 令和5年7月5日（水）
午前9時30分～午後0時00分
- 会 場： cocobunji プラザ リオンホール A

【委員】（敬称略）

- | | |
|------------|---|
| 石渡 和実（会長） | 東洋英和女学院大学大学院 名誉教授
（識見を有する者） |
| 土井 満春（副会長） | 地域共同生活支援センター・レハイム 管理者
（市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者） |
| 佐々木 美知子 | 国分寺市身体障害者福祉協会 理事
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 中山 恵子 | 国分寺市手をつなぐ親の会 事務局長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 寒川 吟子 | はらからの家福祉会 ピアサポーター
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 白木 昭憲 | 国分寺難病の会 副会長
（市内に住む障害者又は市内に住む障害者等の家族） |
| 成島 公美子 | 立川公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者） |
| 池田 みゆき | 国分寺市障害者就労支援センター センター長
（障害者等の雇用又は就労の支援を行う関係機関の代表者） |
| 伊佐 素子 | 国分寺市地域活動支援センターつばさ 管理者
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 矢部 賢司 | 国分寺市地域活動支援センター虹 施設長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 毛塚 和英 | 国分寺市地域生活支援センターブラッツ 地域生活支援部長
（市内の地域活動支援センターの代表者） |
| 銀川 紀子 | 国分寺市障害者基幹相談支援センター センター長
（国分寺市障害者基幹相談支援センターの代表者） |

高橋 順子 ハッピーテラス国分寺 管理者兼児童発達支援管理責任者
(市内の障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所の代表者)

佐藤 文 東京都多摩立川保健所 地域保健推進第二担当 課長代理
(東京都多摩立川保健所の代表者)

山本 剛 東京都立武蔵台学園 主任教諭
(教育に関する機関の代表者)

長畑 達也 国分寺地域包括支援センターもとまち 管理者
(市内の地域包括支援センターの代表者)

北邑 和弘 国分寺市社会福祉協議会 事務局次長
(国分寺市社会福祉協議会の代表者)

小野 政雄 国分寺市民生委員・児童委員協議会 民生委員・児童委員
(国分寺市民生委員・児童委員協議会の代表者)

石井 廣子 第二東京弁護士会 弁護士(識見を有する者)

澤田 元織 高齢福祉課 課長(市の職員)

前田 典人 子ども発達支援担当 課長(市の職員)

關 友矩 学校教育担当 課長(市の職員)

【当日欠席委員】 寒川 委員, 佐藤 委員, 關 委員

【事務局】(敬称略)

福祉部長(玉井 理加)

福祉部障害福祉課長(宮外 智美)

福祉部障害福祉課計画係長(伊藤 孝太郎)

福祉部障害福祉課生活支援係長(小池 純子)

福祉部障害福祉課相談支援係長(小林 亜紀)

福祉部障害福祉課事業推進係長(千田 孝一)

福祉部障害福祉課事業推進係(佐藤 響紀)

国分寺市障害者基幹相談支援センター主任(藤木 佑介)

国分寺市障害者基幹相談支援センター副主任(益留 俊二)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(中川 愛)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(大浦 志保)

国分寺市障害者基幹相談支援センター(澤内 祐里)

司会・進行: 石渡 和実(会長)

【次第】

1. 開会

- (1) 出欠状況, 配付資料の確認, 新規委員の紹介等

2. 議題

- (1) 障害福祉計画等の策定を見据えた, 地域課題の解決につながる方策の検討について
- (2) 相談支援事業所 2 箇所の地域生活支援拠点等への位置付けについて
- (3) 各専門部会の令和 5 年度の取組について

3. 報告等

- (1) 国分寺市障害者基幹相談支援センター事業について
(令和 4 年度事業実績及び令和 5 年度事業計画の報告等)
- (2) 令和 5 年度国分寺市障害者基幹相談支援センター主催研修について

4. 情報提供等

次回開催：令和 5 年 10 月 20 日（金）9：30～12：00
場 所：国分寺市役所 第 1・第 2 委員会室

5. 事務連絡

- (1) 次年度の日程について

6. 閉会

【資料】（事前配付）

- 資料 1-1 国分寺市障害者地域自立支援協議会委員名簿
- 資料 1-2 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会委員名簿
- 資料 1-3 国分寺市障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 資料 1-4 国分寺市障害者地域自立支援協議会専門部会運営要綱
- 資料 1-5 国分寺市障害者地域自立支援協議会全体図（概要）
- 資料 2-1 令和5年度国分寺市障害者地域自立支援協議会のテーマについて
- 資料 2-2 障害福祉関係計画の位置付け，検討体制等について（概要）
- 資料 2-3 第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等策定スケジュール表
- 資料 2-4 第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）事業一覧（案）
- 資料 2-5 第4次障害者計画実施計画（後期）事業毎の令和8年度目標値・指標（案）新旧比較
- 資料 2-6 第4次障害者計画実施計画（後期）施策の展開（案）
- 資料 2-7 障害者団体等のヒアリング報告
- 資料 3 今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況（案）
- 資料 4 地域生活支援拠点における相談支援事業所の取組について
- 資料 5 各専門部会の令和5年度年間活動計画書
- 資料 6-1 令和4年度国分寺市障害者基幹相談支援センター事業報告
- 資料 6-2 令和5年度国分寺市障害者基幹相談支援センター事業計画
- 資料 7 令和5年度国分寺市障害者基幹相談支援センター主催研修
- 資料 8 令和5年度国分寺市障害者地域自立支援協議会スケジュール

【開会】

土井副会長： ただいまから、令和5年度第1回国分寺市障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を開会します。

それでは、事務局から出欠状況の確認等お願いします。

事務局： 委員の出席状況等の確認をさせていただきます。寒川委員、佐藤委員、關委員は所用により欠席の連絡がございましたので報告します。また、石渡会長と高橋委員は、遅れていらっしゃるのですでよろしくお願いいたします。

続きまして、事前に配付している資料の確認ですが、事前の確認をお願いしていただいたので、本日は省略します。不足等ありましたら、お申し出ください。

次に、自立支援協議会の進行上のお願いをご説明申し上げます。本協議会は、会議を原則として公開とし、資料及び議事録も原則として公開とさせていただきます。委員のご発言を正確に記録させていただくために録音をさせていただきますので、ご了承ください。また、議事の記録及び会議を円滑に進めるために、発言の際は「所属」と「氏名」を述べていただき、その後ご発言をお願いします。

本日は傍聴の方も複数名おられますので、ご承知おきください。

土井副会長： 次に、自立支援協議会の委員変更について、事務局からお願いします。

事務局： 令和5年度の自立支援協議会委員の変更について、資料1-1をご覧ください。国分寺難病の会の白木委員、東京都多摩立川保健所の佐藤委員、学校教育担当の關委員、以上3名の方になります。新任委員の委嘱状は時間の都合上、机上配付していますので、ご確認ください。

土井副会長： それでは新任で着任された白木委員に一言、自己紹介をお願いします。

白木委員： 難病の会の白木と申します。難病の会以外にも、NPO法人「国分寺市にふるさとをつくる会」を運営し、子どもたちの居場所づくりや体験学習を通じて自然と親しむさまざまな活動を続けています。よろしくお願いいたします。

土井副会長： 白木委員、ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、各専門部会委員の変更について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 各専門部会委員の変更について、お手元の資料1-2をご覧ください。

相談支援部会に関しましては、変更はありません。

就労支援部会は、ビーパスの山本委員、LIIMO 国分寺の北原委員、経済課消費生活・就労支援担当の石川委員、以上3名です。

次に、精神保健福祉部会ですが、東京都多摩立川保健所の井水委員、障害福祉課相談支援系の土田委員、以上2名です。

石渡会長： 新しい委員の紹介が終わりましたので、議題（１）「障害福祉計画等の策定を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検討について」に移ります。まず、事務局から資料２関連の説明をお願いします。

事務局： 資料２-１をご覧ください。今年度の本協議会の年間テーマは、前回の自立支援協議会にて承認されましたが、「障害福祉計画等の策定を見据えた、地域課題の解決につながる方策の検討」です。次期障害福祉計画等の策定にあたり、国分寺市障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）が中心となり検討を進めていますが、本協議会と密に連携を図りながら策定を進めることが重要であると考えています。

続いて、資料１-５をご覧ください。専門部会及び作業部会を含めた本自立支援協議会において、地域課題の抽出や情報共有、障害のある方の支援体制の整備等の検討を進めています。本自立支援協議会での協議内容や意見を施策推進協議会で共有し、施策推進協議会の協議内容も本自立支援協議会で共有することで、双方で障害のある方の現状と課題を把握し、障害福祉計画等の策定にいかしてまいります。

これまでも、専門部会及び作業部会を含めた本自立支援協議会において、計画策定に関するヒアリングを行ってまいりましたが、計画策定に進捗がありましたので、本日改めて委員の皆さまからご意見をいただければと思います。障害福祉計画等に関する詳細な説明は、担当の計画係長からお願いします。

事務局： 今年度策定する障害福祉計画等、障害福祉関係計画の詳細について説明します。

資料２-２「障害福祉関係計画の位置付け、検討体制等について（概要）」をご覧ください。「１．計画の位置付け」について、市が定める障害福祉に関する計画は、「障害者計画」（障害者基本法）、「障害福祉計画」（障害者総合支援法）、障害児福祉計画（児童福祉法）、また、国分寺市では、「障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」も含み、４つの計画を一体として策定しています。

「２．国分寺市における障害福祉関係計画の推移」ですが、上記４つの計画のうち、令和６年度から８年度までを計画期間とする「第４次国分寺市障害者計画実施計画（後期）」と、「第７期国分寺市障害福祉計画」、「第３期国分寺市障害児福祉計画」、計３つの計画を今年度中に策定・検討します。

資料２-２の裏面、下段の「計画の検討体制イメージ図」には、施策推進協議会が、計画策定の主たる検討組織として掲載しています。今年５月に開催した施策推進協議会において、地域の課題を本自立支援協議会で議論いただき、整理を踏まえた上で障害福祉関係計画等に反映する仕組みをつくっていただきたい、そのような意見があり、両協議会ともに連携を図りながら策定を進めていく必要があります。

障害福祉計画等の策定にあたり、課題の抽出等については、昨年度、アンケート調査及び関係団体のヒアリングを実施し、これらを計画に反映していくこととなります。その他、障害福祉計画等の策定にあたっては、市民の説明会及びパブリックコメント等の手続きも実施する予定になっています。

続きまして、資料2-3「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）等策定スケジュール表」は、障害福祉計画等に係る策定スケジュールを示した表です。令和5年度に策定する3つの計画の検討については、この表にある10月の第4回施策推進協議会にて、原案の答申をいただく予定で進めています。さらに、本自立支援協議会で計画の進捗を情報提供して、意見聴取の機会を設けたいと考えています。

資料2-4「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）事業一覧（案）」をご覧ください。令和5年度に策定する3つの計画のうち、第4次国分寺市障害者計画の実施計画（後期）に関わる資料です。この表面が、実施計画事業一覧（案）で、重点事業の一覧を示した資料となります。裏面は、実施計画の新規事業（案）となります。上から「福祉の総合相談窓口」、「児童発達支援センターの設置」、「遠隔手話通訳システムの導入」、「知的障害者ガイドヘルパー養成研修及び同行援護従業者養成研修の実施」の4事業を新規事業として位置付ける予定です。また、その下の2事業「保育所の障害児保育研修」と「学童保育所の障害児保育研修」は、市の機構改革の組織改編に伴い、保育所関係は保育幼稚園課、学童保育所関係は子ども子育て支援課に分かれた関係で、これまで一つの事業として実施していましたが、2事業に分離し、各課に応じた目標値、指標を設定します。この2事業を合わせて、新規事業は、6事業を予定しています。

上段記載の「福祉の総合相談窓口」は、令和5年1月より、福祉の相談窓口を開設したため、福祉の総合的な相談窓口の体制整備事業を廃止し、福祉の総合的な相談窓口として、市民が安心して相談できる相談体制を維持することを位置付けました。

その下の「児童発達支援センターの設置」は、新規事業として地域における療育の中核となる児童発達支援センターを令和8年度までに設置すると位置付けています。

続けて、「遠隔手話通訳システムの導入」（黒枠囲み部分）は、聴覚障害者及び外国人の方に対する市民サービスの向上のため、必要とする来庁者がいつ来庁しても、通訳者が直接対応できる三者通話型システムの導入について検討を進め、手話及び多言語に係る対応サービスの向上を図るものです。市役所新庁舎の建設に合わせて検討を進めていて、こちらは前回の施策推進協議会でお示しできなかった事業となります。

さらに、「知的障害者ガイドヘルパー養成研修及び同行援護従業者養成研修の実施」

は、ガイドヘルパー等を増やし、同行援護及び移動支援を利用しやすくし、障害のある方の自立した生活や余暇活動などの社会参加を支援する事業となります。

資料の2-5「第4次国分寺市障害者計画実施計画（後期）事業毎の令和8年度目標値・指標（案）新旧比較」は、実施計画後期に位置付ける事業の令和8年度目標とその指標を示した資料です。令和5年5月に開催した施策推進協議会にて、意見を踏まえ変更した事業のみを抜粋して掲載した資料になります。

1 ページ，1-1-1，事業番号②「指定特定相談支援事業の体制整備」，これは相談支援に対する現状等について，施策推進協議会の場で意見がありました。事業内容欄に，「障害のある人やその家族が，障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう，国分寺市障害者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）及び相談支援事業所と連携して相談支援専門員の負担軽減や加算報酬の取得などに取り組むとともに，各事業者と事業所運営に係る協議を進めることで，サービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備します。」と加えています。

なお，令和8年度目標値については，相談支援事業所に閉鎖予定の事業所があることが判明したため，1事業所減としています。相談支援専門員数は，施策推進協議会での意見を踏まえ，1人増加で上方修正をしたところです。

次のページ，1-1-2，事業番号①「障害者地域自立支援協議会の運営」，こちらは事業内容に，次期障害福祉計画等の策定に向け，本自立支援協議会と施策推進協議会との連携を密に図る旨を追記しています。こちらは，施策推進協議会において，本自立支援協議会で議論いただき，それらの整理を踏まえた上で，計画に反映する仕組みを，との意見を踏まえて反映したところです。

2-1-1，事業番号②「児童発達支援センターの設置」は，目標値を「1か所」から「設置」に修正した内容となります。

最後の4-1-2，事業番号③「遠隔手話通訳システムの導入」は，資料2-4で報告しましたが，市役所新庁舎建設を見据え，新規事業となります。

資料2-6「第4次障害者計画実施計画（後期）施策の展開（案）」は，実施計画後期に位置付ける事業の概要や令和8年度の目標値，指標を示した資料となります。机上に配付した冊子『第4次国分寺市障害者計画・第4次国分寺市障害者計画実施計画・第6期国分寺市障害福祉計画・第2期国分寺市障害児福祉計画』（令和3年3月・国分寺市発行）の21ページから24ページをご覧ください。資料2-6は，この冊子の第4章，第4次障害者計画実施計画の「2. 施策の展開」の部分を反映した資料となっています。

続いて、資料2-7「障害者団体等のヒアリング報告」になります。表紙に、ヒアリング先の団体名を掲載しています。こちらの内容もボリュームが多いため、複数出された意見について項目ごとに、ご案内させていただきます。

資料2-7の1ページ、項番1から8、「相談支援体制の充実」の項目は、福祉人材の不足についてご意見が多く出され、相談支援の部分は全てのサービスにつながる出発点であり、優先して取り組む必要がある旨のご意見をいただいています。

続きまして、2ページ、項番9から18、「災害対策」は、在宅避難者への支援、情報提供についてのご意見をいただいています。

次に、3ページ、項番28から36、「体験の機会・場」については、アセスメント関係の意見が複数出ています。「場を整えるだけでは体験は成り立たない。入口と出口（アセスメントの効果）を含めて考えていくことが必要である。」、また、同項目では体験利用の報酬化についても複数意見が出されています。

資料の説明は以上となります。今後、障害者団体等から頂戴した意見や、昨年度実施したアンケート結果を障害福祉計画等に反映しつつ、原案を示していく予定です。

今年度策定検討を行う残り2計画「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、5月の末に、計画策定の根拠となる国の方針が示されたところですので、次回の施策推進協議会で原案を進める予定で準備を進めています。こちらの自立支援協議会にも、今後何らかの方法で情報共有と、10月の答申までにご意見をいただく機会を設けられたらと考えています。以上、計画策定に関する説明でした。

石渡会長： 説明ありがとうございました。障害福祉計画等を策定する施策推進協議会と本自立支援協議会との連携は大きな課題で、今日は施策推進協議会の委員も傍聴に来られていると聞いていますので、よろしくお願いします。

それでは、今の説明との関連で、自立支援協議会の委員の皆さまからご意見をお聞きしたいと思います。まず、佐々木委員、当事者団体のお立場でお考えをお聞かせいただけたらと思います。

佐々木委員： 最初に、「遠隔手話通訳システムの導入」に関連して、失語症^{*}者（身体障害者）の意思疎通支援制度があり、東京都も「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」を実施し、国分寺市内の支援者も研修を修了する者が増えてきました。今後、失語症者への支援として、「意思疎通支援者」を派遣する取組をぜひ障害福祉計画等に入れてほしいと思います。

次に、重症心身障害のある方のグループホームが足りていません。身体障害のある方が地域で暮らす施策が不十分ですので、障害福祉計画等に入れてほしいです。

さらに、福祉用具の利用要件を具体的にあげないとならないと思います。視覚障害のある方が、点字を打つ福祉用具が出してもらえると聞くと、出せませんとの回答があったそうです。他市で認められる利用要件が、国分寺市では認められないことが多々あるようで、古い利用要件が残っているのならば、客観的な第三者的な視点も加えて見直しをして、最新の福祉機器が利用できると良いです。

前回の当会議で、「市内のショートステイの空き状況を一括で確認できるシステムを」との意見が出されました。コロナ禍を経て、利用も前の状況に戻りつつあると思います。利用者の利便性を高めるような計画をぜひ入れてほしいと思います。

最後に、身体障害者の方は、介護保険との絡みがあり、40歳から64歳の特定疾病のある方は、介護保険が優先となっています。ところが、国の方針も変わってきて、今、東京都にも確認をしているのですが、介護保険優先を強くない自治体も増えてきていると聞きます。しかし、私たちのところに相談に来るケースでは、国分寺市が介護保険優先を強く言うてくるとの相談が入っています。このことに関しては、障害福祉課だけではなく、市全体として取り組むとの方針を障害福祉計画等に入れて、市全体の課題として取り組んでいただければと思います。

これに関しては、40歳から64歳の介護保険も使える方たちの、障害者として地域で生きる権利について、さらに65歳になった途端に介護保険に移行して、サービスが低下するような状況は、以前より大分緩和されてきていますが、それでも、力強く推進していかなければいけない部分ですので、障害福祉課だけでなく、市全体でしっかり取り組んでいけるように位置付けていただきたいと思います。

※失語症とは、脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、「話す」「話を聞いて理解する」「読む」「書く」など言葉にかかわる機能が失われ、周囲とのコミュニケーションをとることが困難。(厚生労働省のWebサイトから「意思疎通支援」のページを抜粋)

石渡会長： 佐々木委員，ありがとうございました。切実な声がたくさん出たと感じます。

最後の介護保険との関係については、最近、厚生労働省からも通達が出たところで、市全体で取り組むことが重要だと改めて思いました。事務局から補足等ありましたら、後程、お願いします。

それでは、国分寺市手をつなぐ親の会のお立場で中山委員，お願いします。

中山委員： 知的障害のある人が自分らしく地域で暮らし続けていくためには、障害福祉サービスの利用が不可欠です。個々のニーズに合わせた支援を受けるために、丁寧な相談が重要になると思います。特に、重度の知的障害のある人は自分の願いを伝えることが

困難で、親でさえ本人の思いをちゃんと酌み取ることができているか自信が持てないところもあるくらいです。本人の様子を丁寧に観察して、本人と関わるさまざまな人たちの意見等も聞いたうえで、相談支援専門員が「サービス等利用計画（案）」を立てる必要があるのだと思います。

また、親の会の会員の中にも、自分が元気なうちは知的障害のある我が子の面倒を永遠に見続けると考えている方も相当数おられ、自分たちが面倒を見られなくなった時の備えができていないのではないかとと思われることもあります。相談支援等で将来を見据えたご家族のニーズも把握できるような聞き取りを上手にさせていただくのが良いのではないかと思いました。

一例を挙げますと、親の会では、障害者のグループホームの創設をこの10年程、要望し続けています。会員にアンケートを実施したこともありました。しかし、細かいニーズまで踏み込んだ要望が出来ていませんでした。そのなかで、近年、市内に、障害者のグループホームが多く建設されましたが、一方で、重度の知的障害や強度行動障害、重症心身障害のある方が入居できるグループホームは相変わらず不足している状況です。この数年間に開所したグループホームの多くは、中軽度の知的障害のある方向けで、他の自治体にお住まいの方が数多く入居されていて、国分寺市民の利用が少ないと聞いています。この点は個人情報との関係もあり、正確な数値の把握が団体としても難しい状況でして、市が調査実施するならば可能であると思いますので、ぜひ調査をお願いしたいところです。国分寺市のグループホームに空きがある、そのような情報が市外にも出回っているようです。

将来を見据えた目標を考えることは、親だけでは難しいところがあると思います。例えば、5年後にグループホームに入りたいと親が考えていたとして、相談支援専門員が「サービス等利用計画（案）」を作成する際に、記載しなければ、必要なニーズとして把握されないことになってしまいます。

個々のニーズを的確に把握するために、アンケート等の聞き取りも有効であると考えました。無作為の市民のアンケートは実施されていますが、出てきた数字が妥当であるか、その検証も必要だと思います。

また、相談支援専門員が「サービス等利用計画（案）」を作成する際に、丸つけ方式等で聞き取りをして、障害の状況とともに集計して、報告をあげることで数値目標も見えてくると思います。親の会で、必要に応じて会員へのアンケートを行いたいと思いますが、相談支援専門員がその場で聞き取りをすれば、アンケートの信憑性も高いものになるのではないかと思いました。

石渡会長： 中山委員，ありがとうございます。とても大事なご指摘をいただいて，相談支援，特に自ら声が出せない方たちの思いをどのように受け止めるか，それから，先ほど佐々木委員からも発言がありましたが，重度の方や利用が難しい方のグループホームができていない現状は，この地域で暮らし続ける上では地域課題となります。障害福祉計画等の検討においても，具体化できる方策を考えていただきたいと思います。

次に，白木委員，このたび初めての参加で発言しにくいところがあるかもしれませんが，白木委員のお立場でお話をお願いします。

白木委員： 今回，初参加ですので会議の全貌が見えなく，それで今，現場で困っていることを幾つか申し上げます。難病の会の会員は，高齢者が多く，さらに車椅子を使う方が多くいます。会員が何を望んでいるかと言った場合に，各家庭環境にもよりますが，自分の家庭内に安らぎを持ってないと発言する方がいるのが実情です。「難病の辛さを家族に理解してもらえない」，「病気への配慮が足りない」など，家庭に居づらさを感じている会員がいると推測されます。

そこで，私どもは，毎月，集いを開催し，実際に会員同士が交流する場を設けています。自ら会場に出向いて，会員の皆さまと一緒に話すことで，自分の安らぎを実感し，あるいは他の会員の助けになる。また，会員同士の交流から，いつもより前向きな気持ちになれるのが実感であります。このような場が求められています。

その際の課題になりますが，市内の公共施設の場所の確保が困難でして，車椅子利用の方もいるため，市内の環境が整った施設を予約する必要があります。そのため，毎月の会場確保が大きな課題となっています。公民館等は，事前予約の手続きに手間がかかります。ぜひ，そういった面からも，新庁舎の利用を含めて，障害者が気軽に集える場の確保をお願いしたい。

もう一つは，難病の会員同士で LINE グループを今年2月頃に開設しまして20名程が参加しています。LINE グループでは，一つ話題提供があると各自から反応があり，LINE 上で自分の意思を伝えるなど，会員同士のコミュニケーションを楽しんでおられる様子があります。LINE の担当員も配置するなど，今後，いろいろな成果が出てくると期待しているところです。以上，難病の会の様子を報告しました。

石渡会長： 白木委員，報告をありがとうございました。同じ立場の人同士が集まって，互いに話をする事は，情報交換だけではなく，大きな意味があります。さらに，LINE グループも開設されておられるのはパイオニアです。皆さまでコミュニケーションの機会があることは，それだけでも，大きな意味を持ちますので，他の地域にも広めていただけたらと思います。

貴重なご意見を3人の方からいただきました。それぞれのお話をお聞きしたところで、障害福祉サービスの事業所を管理しておられる土井副会長に、コメントをいただきます。

土井副会長： 佐々木委員から、「遠隔手話通訳システムの導入」に関連した話がありました。

実際、Zoom等のオンライン会議のPC画面で、映像や音声を共有しての対話や、資料も共有できます。昨今のICT化（Information Communication Technology）に伴い、教育や福祉現場においても、ICTが促進されています。今後、手話通訳や失語症者の意思疎通支援などICT化が進化して、個々のニーズに添えていける分野だろうと思います。将来にわたり、障害のある方が社会参加するにあたり、その意思疎通で困ることのないように、しっかりと取り組んでいただきたいと改めて感じました。

また、障害の重い方の受け入れ先となるグループホームが不足している点ですが、市内のグループホームの設置は、確かに急激に増えています。これらグループホームは、常に空きがあると言っても過言ではない状況です。市外の方が住まわれているグループホームもあります。個々の事情はあるのですが、新たにグループホームを建設する他市の事業所の方が、国分寺市内にたまたま物件を見つけて、開設後、その事業所の利用者が居住する場合があります。

一方、障害の重い方、特に、重症心身障害の方をグループホームで受け入れるとなると、既存の一軒家やアパートを改修したタイプでは、バリアフリーの住宅構造になっていませんので、設計段階から、居住される方のニーズを汲み、入居者の生活のしやすさを考慮したデザインを考えていくにあたり、運営実績が豊富な事業者やグループホームの運営経験がある社会福祉法人等が、各種ニーズをしっかりと捉えるなど準備に時間をかける必要があるだろうと思います。

市内のニーズを把握するために、アンケートの実施等を経て、希望者の人数や具体的な要望を捉えて、市内の法人等が横のつながりを持って協議し、各法人の今後の経営計画にどのように加えていけるか、さらに、市としてどのような形でバックアップしていただけるのか、それらを前向きに議論するような場が必要であろうと、改めて感じたところです。

そして、白木委員から、障害のある方が活躍できる場の確保についてのお話がありました。今、まさに「LINE」との言葉が出てきて、これはICT化につながる点です。新たな公共施設の予約システムや空き情報の確認が、障害のある方にとっても、より把握しやすく、利用がより容易になると良いと思います。今後、新たな市庁舎も建設されますし、現市庁舎跡に関しても、活用方法の議論がいろいろと進んでいるようで

すので、引き続きぜひご検討いただければと思います。

最後になりますが、先ほど、専門部会及び作業部会を含めた本自立支援協議会において、障害福祉計画等策定に関するヒアリングの報告がありました。そして、過日の施策推進協議会において、特に、相談支援体制については、より充実させるよりも、現状をどうにかしなければならぬとの意見が、各方面から寄せられています。これは、相談支援部会をはじめとし、相談支援事業所の皆さまも全く同じ意見だと捉えています。今後、各部会においても議論していくと思います。より具体的な数値を、今以上にしっかり共有してどのように考えていくのか、それが大事になります。

例えば、過去数年間の相談支援の対象者とこれからの予測値や、相談支援事業所毎に、何件対応しているか、年間のモニタリングを何件行っているのか、そして相談支援専門員が何人所属しているのか、などの実数を定期的に観測して共有していく。これらをつまびらかにしながら、これからの予測値、過去の推移等も分析しながら、新規相談支援事業所が設立される見込み、相談支援専門員が増える見込み、それら情報も加えながら議論を進めて、具体的な議論を進めていく。それらの数字の中で、現状の事業所や相談支援専門員の努力や工夫はどこまでできるのか。具体的には、一人の相談支援専門員が、契約者を何人まで受け持てるのか。自分自身で「サービス等利用計画（案）」を立てる、積極的にセルフプランを希望する方は尊重しますが、相談支援専門員に相談が叶わないという消極的にセルフプランになっている方に対しては、今後、相談支援専門員が全利用者につくには、どのような策が考えられるのか。現状の相談支援専門員の努力は、限界に達している。市の予測も、ここまではできるのではないかと思われます。具体的に腹を割って、はっきりした数字を持って議論していくことが大事だと考えます。

これらの実情について、施策推進協議会の委員からも、本自立支援協議会との連携を深めるとの話もありましたが、このような結果だけではなくて、議論のプロセスや内容も共有しながら、市の施策にいかしていただくような流れ、一本の川の流れができればと考えているところです。

石渡会長： 土井副会長，大事なご指摘をたくさんありがとうございました。

障害のある方のグループホームは、日中サービス支援のほか、24時間の支援を行うグループホームも民間の企業が応援し、各地に開所しています。また、今の障害福祉計画等の策定との関連での地域課題について、ご意見がある委員の方はおられますか。毛塚委員お願いします。

毛塚委員： 知的障害のある方のガイドヘルパー養成の件について、事業概要等を見ると、知的

障害のある方に限らず、精神障害のある方もガイドヘルパーの利用をして、自立した生活や余暇活動を希望する方もおられるので、精神障害のある方にも対応したガイドヘルパーの検討をぜひお願いします。

グループホームについては、昨今、開所数が増えて、皮肉めいた言い方をすると、有象無象に設立されている、と精神保健福祉分野でも感じています。

ただし、グループホームに関しては、昨年、令和 4 年に、国連の権利委員会による、初めての審査が8月 22 日と 23 日にスイスのジュネーブで行われ、9月9日に日本政府に総括所見・改善勧告が公表されましたが、そのなかにも記載がありました。「自立した生活及び地域生活への包容（第 19 条）」では、以下の要請がありました。「障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。」とあり、グループホームの利用への考え方を間違えると、障害者の方の権利擁護に反する部分があるという指摘を受けています。つまり、グループホームの数量を求めるのではなく、グループホームという施設やサービスを枠組みとするのではなく、その人のステップアップになるような位置付けで捉えていくのが良いのです。先ほど、土井副会長の話の中で、制度設計そのものに関わることも、自立支援協議会等でやれると良いと思います。

例えば、グループホームが利用できたからそれで良かった、とならない方もおられます。地域移行支援でグループホームに入居したものの、思うような支援が受けられず、結局は、また病院に戻ってしまわれる方もいます。地域生活そのものが、グループホームありきではなく、生活の体験の場・機会として、ステップアップできる場として考えていけるような、そのような仕組みが良いと考えています。

石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございました。他に、この障害福祉計画等との関連でご意見はございますか。先ほど福祉用具の利用要件について、ご質問が出ましたが、事務局から補足をしていただけますか。

事務局： 佐々木委員より説明があった福祉用具とは、日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の「点字ディスプレイ」のことだと思います。前回もお話いただいたのですが、点字ディスプレイは、国分寺市では視覚と聴覚の重複の障害がある方を対象に支給をしています。地域生活支援事業による福祉サービスの一環で、日常生活用具給付等の事業ですが、これは、各市一律のサービスではなく、各自治体の基準で運営しています。国分寺市と同形の基準を持っている市は、26 市の中、半分程度あり、その他、異なる基準を持っているところもありますので、ご指摘を踏まえて、今後研究していき

たいと思います。

石渡会長： ご説明ありがとうございました。今後また何かありましたらお願いします。

相談支援事業に関しても、いろいろとご意見をいただきましたので、この後の各専門部会の取組や、基幹相談支援センターの報告においても、皆さまからご意見をいただけたらと思います。

それでは議題（２）「相談支援事業所２箇所の地域生活支援拠点等への位置付けについて」、事前に資料を準備していただいていますので事務局からお願いします。

事務局： 資料３「今後の国分寺市地域生活支援拠点等の整備状況（案）」をご覧ください。

今回、新たに相談支援事業所２箇所を地域生活支援拠点に位置付けたく、本自立支援協議会でご意見をいただくとともに、ご承認をいただきたいと考えています。

新たな位置付けをご提案させていただく事業所は、令和４年３月に開設された相談支援事業所チェンジアップ、及び同年４月に開設されたラミュール相談支援事業所になります。どちらの事業所も開設から約１年が経過し、相談支援事業所連絡会や関係者会議、研修等にも積極的に参加するなど、関係機関との連携を深めてきています。また、困難事例のケースについてもご支援いただいている状況です。

拠点に位置付けられることで、その役割を評価した加算報酬を請求することが可能となります。また、事業所の運営規定の変更も必要になることから、各事業所が拠点の役割等を意識し、相談業務に意欲的に取り組んでいくことが期待されます。

続いて、資料４「地域生活支援拠点における相談支援事業所の取組について」をご覧ください。市内の相談支援事業所は、既に９箇所の事業所が、地域生活支援拠点に位置付けられ、さまざまな取組を行っています。この機会に取組内容を紹介させていただきます。資料の詳細な説明は、相談支援の中核的な役割を担っている基幹相談支援センターの銀川委員よりお願いします。

銀川委員： 資料４をご覧ください。相談支援事業所で働く相談支援専門員の業務の実績を一覧にまとめました。「１．計画相談に関する業務」、①障害児支援利用計画及びサービス等利用計画の作成、並びに②事業所訪問等によるモニタリングの実施は、計画相談を担う相談支援専門員が行う必須の業務となります。

③障害福祉サービス等の利用調整、④サービス担当者会議の開催、⑤関係者会議への参加、⑥児童から成人への引継ぎ、⑦高齢福祉分野との連携、⑧関係機関への情報提供及び情報収集、⑨同行支援、⑩本人及び家族が抱える不安等に関する相談や関係機関からの連絡調整に関する相談への対応、⑪緊急時の対応、⑫不適切な支援への対応。③から⑫は、相談支援専門員の必須事項ではなく、ケースによって業務が実施さ

れます。④から⑧、⑪は業務によっては加算を取得できます。③⑨⑩⑫は、加算がないのですが、③⑨⑩は意外と多く、相談支援専門員が常に働いているのが実情です。

次に、裏面をご覧ください。「2. 相談支援事業所連絡会への参加」、各相談支援事業所の相談支援専門員は、毎月開催される相談支援事業所連絡会に参加するほか、不定期開催の事例検討や勉強会に参加しています。

「3. 基幹相談支援センターが主催する研修への参加」は、相談支援専門員が、①から⑧にわたる学びの機会を活用し、相談支援専門員自身のスキルアップを図っています。①新任研修、②ブラッシュアップ研修、③事例勉強会、④個別コンサルテーション、⑤ネットワーク研修Ⅰ（地域移行）、⑥ネットワーク研修Ⅱ（高齢-障害）、⑦ネットワーク研修Ⅲ（児童）、⑧支援者向け虐待防止研修があります。

そして、「4. 地域体制強化共同支援の実施」では、相談支援専門員が関わったケースの中から地域課題を抽出し、自立支援協議会に報告を挙げる実績の数です。令和4年度は62件のケースから地域課題を挙げています。

以上、相談支援事業所は、地域生活支援拠点の役割をしっかりと果たしている存在だと証明できると思います。

石渡会長： ありがとうございました。この前の議題においても、相談支援事業所の働いている相談支援専門員の苦労等も含めてご意見をいただきました。説明されたところで、改めて相談支援事業所の苦労も再認識させられました。

矢部委員は相談支援事業の施設長であり、相談支援部会の委員でもおられるので、お気づきの点をお願いします。

矢部委員： 相談支援事業所もさまざまな業務内容に取り組んでいるのですが、そのなかで課題と感ずることを幾つか紹介します。

一つは、先ほどから出ている相談支援専門員の数不足があります。そのために、セルフプランとして、ご自身で「サービス等利用計画（案）」を立てざるを得ない方が増えている状況です。そのなかでも、障害児（児童分野）でセルフプランの方が年々増えている実態があります。毎月、開催している相談支援事業所連絡会においても、サービス等利用計画の書式の見直しをして効率化を図り、加算の取得を推奨して、相談支援事業所の経営の安定化を目指す検討も進められているところです。現時点では、事業所の増加や相談支援専門員の増加につながっていません。先ほど、土井副会長より提案がありましたが、今後は、数字の伴った実効性のある行動を起こしていかなければいけない、と改めて思った次第です。

また、相談支援を行うなかで、支援の困難事例を一つ紹介します。先日、呼吸器を

利用する方のご家族がご高齢で入院せざるを得ない状況となり、短期入所利用が必要になりました。その際に、市内や近隣の医療機関にあたったのですが、なかなか見つかりませんでした。最終的に、国分寺市内にある病院で受け入れていただけることになったのですが、次回、同じような状況になったら、受け入れ先が見つかるか否かについては、不透明な部分があります。その方は、日々不安な生活を送られているわけですが、そういった医療の支援を必要とする方が市内にどのくらいおられ、受け入れ可能なベッド数や機関がどれくらいあるのか、このような現状の把握が必要だと感じた事例がありました。

今後は、福祉と医療の連携がより必要になると思うのですが、支援が困難な事例とは、世帯を構成する方全員に何らかの支援が必要なことが多く、介護、教育、福祉事業所、行政を含む各分野との有機的な連携、協力関係がますます必要となります。

令和5年度から、社会福祉協議会の包括的支援体制の構築に向けた「重層的支援体制整備事業」が本格的に始動しています。それらを皮切りにして、関係機関がより柔軟に連携していけると良いと感じています。

石渡会長： 矢部委員、ありがとうございました。市内の相談支援専門員の数が足りない、それゆえに、一人の相談支援専門員に、多くの負担がかかる、さらに、障害のある児童のセルフプラン率が急増する、厳しい局面にあるとのこと。以上に関連して、ご意見がある委員の方はおられますか。この後の相談支援部会の議論の際にも、ご意見をいただければと思います。

また、令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）が成立し、同年9月に施行しました。児童分野においても、呼吸器を使っている方の支援が注目されています。また、年齢が高くなって呼吸器を利用される方の、医療と福祉の連携も継続的に求められてきている時代だと思います。今後、医療機関との連携も含めて、改めて捉えなおさなければならない地域の課題であると思います。

さて、本日、この自立支援協議会として、2箇所の相談支援事業所、「相談支援事業所チェンジアップ」と「ラミュール相談支援事業所」を地域生活支援拠点等へ位置付けることについては、承認してよろしいでしょうか。皆さま、頷いておられるので、この2事業所を地域生活支援拠点に位置付けて、市内の相談支援体制を、皆さまと少しずつ進めていければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題（3）「各専門部会の令和5年度の取組について」、3部会長からご説明をいただきます。まずは、相談支援部会の伊佐委員からお願いします。

伊佐委員： 令和5年度の相談支援部会の活動計画を説明します。資料5の1ページをご覧ください。今年度の主な取組は、3点あります。①「相談支援体制の現状把握と課題の検討」、②「緊急を緊急にしないための取組に関する検討」、③「災害対策に関する取組の検討」、以上の課題を掲げています。

第1回の相談支援部会は、既に6月8日木曜日に実施しました。そこでは、以下の課題について検討しました。

まず、①「相談支援体制の現状把握と課題の検討」について、こちらは先ほどから話が出ていますが、市内におられる障害のある方のセルフプランが増えている状況について把握しました。市の障害福祉課から、セルフプランの方の数の報告があり、そのなかでも、児童の数が増えている状況を共有しました。

次に、相談支援専門員が新規を受けるのがなぜ困難であるか。それは、各事業所が、新たな相談支援専門員を確保することが難しい点が、一つの要因です。相談支援専門員がそれぞれ工夫しながら頑張っているのが実情です。さらに、新規事業所が開所したものの、その事業所の閉鎖が決まったことがあげられます。実際、事業所の経営が維持できなかったことが要因だと思われます。

今後、相談支援専門員の個々の負担をこれ以上に増やすことは現実ではなく、新規の受付は、過重負担になりかねません。相談支援の量と質のバランスは大変に難しいと考えます。相談の質の担保と、新規の受け入れ件数に関しては、市の障害福祉課とも連携をはかり、各相談支援事業所に確認を入れながら、相談支援専門員が必要な方を最優先して受け入れているところですので、障害福祉サービスを利用される新規の皆さま全員に、相談支援専門員を付けることが大変に難しい状況です。

このことは、まさに地域の課題だと思えます。相談支援事業所の経営が継続できるのか、個人のセルフプランを市全体でどのように捉えていくのか、今がまさに正念場であろうと考えています。セルフプランの人をゼロにするのは、現実的ではないと思います。そのうえで、セルフプランの方をどのように支援していくのかについても、今後、具体的に考えていかなければいけないと思えます。

以上から、これからの相談支援体制の確立は、簡単な課題ではないと捉えています。先ほど、土井副会長からも、今後の具体的な取組の提案がありました。相談支援体制の実数を定期的に観察し共有するなかで、過去の推移や今後の予測値等を分析しながら、具体的な議論を行い、具体的な対策を障害福祉課とも一緒に考えていけたらと思えます。

主な取組、②「緊急を緊急にしないための取組に関する検討」、③「災害対策に関する

る取組の検討」は、今後を見据えて、双方の内容がリンクする部分があります。

先ほど、矢部委員の話にもありましたように、医療的ケアが必要な方が、災害時の停電やあるいは、主たる介護者が突然入院されるなどの緊急時をある程度想定しておき、支援の体制を整えることが大切であろうと考えます。また、それ以外の障害福祉サービスを利用される本人の症状の重度化、そして、家族を含めた高齢化という課題も見据えて、ライフステージに沿った「サービス等利用計画（案）」を立てることは非常に大切なことです。

災害に関しては、昨年度は、市の防災対策について把握することから開始しました。具体的には、「避難行動要支援者登録制度」等の既存システムの利用状況の確認、日頃からの備えについて、自宅備蓄品や緊急時の連絡リスト、避難方法等の状況を事前に個々の利用者と確認することが重要であることが共有されました。今後は、具体的な取組を検討するために、作業部会等の設置も選択肢の一つとして検討することになっています。防災に関しては、市民の誰もが緊急になります。日頃からの備えが大切なことだと認識しています。そのなかで、相談支援としてできることは何であるか、具体的に検討したいと思います。

もう一つは、「児童から成人、成人から高齢への円滑な引継ぎを行うための取組」としています。児童期から成人期への障害福祉サービスの移行、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行等、引継ぎがシームレスに実施されないと、円滑なサービス利用に至りません。ここの引継ぎをいかに丁寧に行うか、児童が成人になった際に、どのような道を歩むのかを想定しながら、今の支援にあたることが大切になります。連携が非常に重要であることが、障害児通所支援事業所連絡会において、確認しています。

以上3つの枠組みで、具体的にできることから、始めていきたいと思います。

石渡会長： 伊佐委員、ありがとうございました。相談支援体制が非常に逼迫している状況が切々と伝わってきました。相談支援事業所が撤退するところもあるとのことで、土井副会長の提案のように、相談支援件数やモニタリング頻度を数字で明確にしながら、相談支援専門員と連携していく必要も感じました。さらに、「緊急を緊急にしない支援体制」とは、国分寺市の相談支援体制の強いアピールになります。ここも、一筋縄ではいかないことなのだという説明をいただきました。

災害対策に関しては、当事者のお立場でいろいろとお考えの委員もおられると思うのですが、白木委員、難病の方の支援体制として、先ほど当事者同士の集いの話もお聞きしましたが、特に、災害時の対応に関してご意見がおありでしたら、よろしくお

願います。

白木委員： 個人として、東日本大震災や熊本地震の災害ボランティアの方の講演を何度か拝聴しました。どのボランティアの方も、障害者の対応については非常に困ったと話されます。そこで、国分寺市内における災害時の対応について、例えば小冊子にまとめられるなど、障害のある方が、予めどのような対応をしておくのが良いか、情報網の整備と言いますか、事前に災害時の情報等を周知されておかれることを希望します。

現状は、障害のある皆さまが、災害に関する支援や対応について情報を共有できていないのでは、と危惧するところです。

石渡会長： 白木委員、ありがとうございました。災害の対応は、福祉分野だけではなく、庁内全体としておやりになっていると思います。まず、当事者の方たちに、最新の防災情報を提供するという大事なご指摘をありがとうございます。

災害時の対応について、高齢福祉分野ではいかがでしょうか。長畑委員に、お聞きしたいと思います。

長畑委員： 高齢福祉分野では、ケアマネジャーが所属している居宅介護支援事業所と、地域包括支援センターも居宅介護支援事業所という位置付けになるのですが、今年度の末までに、自然災害発生時における業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。高齢福祉分野全体で統一した義務となります。

そのなかでも、具体的な取組としては、業務継続計画（BCP）の中に、大地震が発生した場合の安否確認の優先順位付け表等を作成しています。これらを定期的に見直ししています。リストの項目としては、家族の有無、単身であるか否か、老老世帯であるか、地域交流の有無、排泄、食事、移動等の支援を要する方か、要介護度等を含め記載しています。さらに、服薬、透析、在宅酸素等の医療依存度等をリスト化して、災害時が起こった場合の安否確認の際にリストを役立てることになっています。

さらに、災害時の訪問宅の地図の一覧を作成して、定期的に更新しています。手つかずの部分もありますが、障害福祉分野において、当事者とその家族、緊急連絡先や災害後の対応手順、個別の確認、ケアチーム、居宅支援事業所、通所事業所、訪問看護の事業所等、そのような支援者たちとどこまで内容を共有できるか、これらも今後の地域課題となります。

他市の事例では、ケアプラン、サービス計画書類の中に避難場所を明記するなど、家族、ケアチーム、ケアマネジャー、本人も一緒に、習慣的に確認していくような取組もあるようです。

このような機会に、避難行動要支援者登録制度について、我々が感じている部分で

すが、有効な資源であるにもかかわらず、地域包括支援センターをはじめとし、居宅のケアマネジャーとともに、理解不足があると感じています。実際に、3.11の東日本大震災の際に、要援護者登録が作成されていましたが、市の職員、民生委員が安否活動を行い、同時に、個々のケアマネジャーや地域包括支援センターも安否確認の活動を実施しました。重複の確認、訪問は有効ではありますが、ある程度、支援者同士の取組を共有することで、地域包括支援センターとケアマネジャーの役割分担や引継ぎなど、具体的な議論を今後していけたら良いと思います。

それから、白木委員が話されていたように、避難行動要支援者登録制度や地域包括支援センターの災害時の働きについても、市民の方に周知されていない部分もありますので、地域包括支援センターとしても、何らかの機会を通じながら、普及啓発活動を行っていきたいと考えています。

石渡会長： 長畑委員、いろいろと情報提供してくださり、ありがとうございました。

安否確認の方法や支援が必要な人の登録等をどのように実施するか、これからの大きな地域課題になると思います。昨今は、避難所に避難せずに、在宅で避難をする方法も共有されつつあります。さらに、市内避難所の整理整頓も大事だと思いました。

ここまで、相談支援事業所について、災害対策に関してお話を聞きました。これらの関連でご意見がある方はおられますか。

それでは、これらの課題は簡単にどのように解決するかは、議論を重ねていかねばなりません。伊佐委員、ここまでの補足をいただけますか。

伊佐委員： お二人の委員から指摘がありましたように、既存の制度の周知が弱いところは私たちも感じています。特に、避難行動要支援者登録制度に関して、相談支援事業所連絡会では、制度の概要の確認から開始しました。対象者や登録方法を点検するなど、小さな一歩だと思います。相談支援専門員がそれら全部を把握することは難しく、モニタリングの中で、例えば要支援者リストの登録の有無をチェックするなど、まだその段階です。

また、白木委員からもご指摘がありましたが、各情報がどこにあるのか集約されていない点で、情報アクセシビリティについても、検討していきたいと思います。

さらに、在宅での避難に関しては、住宅がより安全になっているので、逃げている途中で災害に遭うよりは、「在宅で避難する」という考え方も普及しています。そのなかで、ライフラインが復旧する最低3日間を在宅でどのように過ごしたらよいか、それが鍵であることを災害対策の研修を受講した際に学びました。

3日間の備えとして、常備薬についても、精神障害のある方のオーバードーズの心

配や医師との調整など、小さなことから、個々に応じた支援を考えていく必要があるのだと思います。

石渡会長： 伊佐委員，ありがとうございました。今，防災関連で服薬のことも出ましたが，これも大事なことです。また，委員の皆さま，これらの件についてのご意見は，会議後に事務局までお願いします。

それでは次に，就労支援部会について，池田委員からご説明をお願いします。

池田委員： 令和5年度の就労支援部会の活動計画を説明します。資料5の2ページをご覧ください。今年度の主な取組を3点あげています。①「就労支援に関する地域の課題の掘り起こしと各課題解決のために必要な取組についての協議」。②「優先調達の推進についての協議」，③「国分寺障害者施設お仕事ネットワーク価格表の活用についての協議」，④「商業施設での販売会の充実についての協議」です。

第1回目の就労支援部会は，6月6日に開催し，意見交換を実施しました。また，就労支援部会の作業部会として，国分寺市障害者施設お仕事ネットワークと就労支援事業所連絡会，この2つの作業部会と就労支援部会と連携を行いながら，先ほど申し上げました4つの取組について取り組んでいく予定です。

まず，第1回目の就労支援部会の意見交換では，優先調達の推進について，毎年10月に市役所内部で予算編成説明会を開催しているとのことですが，お仕事ネットワークのパンフレットの配布，優先調達のマニュアル作成，市役所内部での周知を行います。ここまで，現状での取組状況について確認しました。

都内26市の優先調達実績ランキングにおいて，国分寺市は第3位となっている，他市と比較しても高い実績額を示していることを市より教えていただきました。私も初めて実績を聞いたのですが，ここからさらに上積みしていくために，さらなる取組の工夫が必要なため，意見交換を行いました。

優先調達のマニュアル等で周知されていますが，市内に幾つかある就労支援事業所の各事業所のイメージが湧いてこない，と二の足を踏んでいる，また逆に，事業所側の特性や得意分野に左右される部分もあり，発注側と受注側の意図がどこまで歩み寄れるのかが鍵であるとの意見がありました。

つまり，どのような仕事なら受けてもらえるか，就労支援事業所の職種やいろいろな分野の強みをもっと身近に感じてもらえるように，対面やチラシで売り込むことが大事だと感じるとの意見もありました。以上，課題として挙げたことは，就労支援部会で検討して，フィードバックをしていくことになりました。

続いて，国分寺障害者施設お仕事ネットワークの価格表の活用については，販売会

の来場者へのチラシ配布，社会福祉協議会を通じてボランティア活動センターへの配架，地域の集いや商工会等で配布している取組を確認して，意見交換を行いました。このチラシを渡すだけでは受注につながるケースは少ないと思われ，販売会やイベント等にて受注の相談ブースを設けてみる，または，アンケート調査の返礼として焼菓子を渡すなど，各々工夫が必要だという意見が出ていて，今後のチラシの活用方法や営業方法の工夫について，意見交換を重ねていく予定です。

また，商業施設内での販売会は，お仕事ネットワークの参加事業所毎の販売員のシフト体制や売場の工夫等を行って充実させていきます。そのために，どのような工夫ができるのか，今後も意見交換を続けていきます。

そのほか，就労支援事業所連絡会では，各事業所の現状を確認すると同時に，実習受入企業の開拓について，各事業所のニーズを確認しながら開拓を進めていきます。国分寺市と地域活性化包括連携協定を結んでいる企業，団体等を活用しながら，実習先の開拓を行っています。こちらも引き続き継続していきます。また，事業主や企業に，正攻法で実習の受け入れや障害者雇用をお願いしても，日頃の付き合いなどがないと，引き受けるハードルが高いとの意見が出ています。地域との交流を通じて啓発活動を行うなかで，障害の理解などを話しながら実習の受け入れにつながっていければと考えますので，今後，取り組んで意見交換を行ってまいります。

最後に，市役所での庁内実習も継続して計画をしていますので，今後もさまざまに取り組んでいく予定です。

石渡会長： 池田委員，ありがとうございました。就労支援部会も，国分寺市はいろいろな取組がなされています。優先調達が，26 市中3位，これもすごいことです。今，就労支援関連で部会としての取組をご紹介いただいたのですが，立川公共職業安定所の成島委員に，昨今，コロナ禍のこの4年程，大変だったと思うのですが，新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが，今年5月に5類へ引き下げられてからの雇用状況の変化や法定雇用率も引き上げられましたので，これらの状況について，ご紹介いただければと思います。

成島委員： 現状のハローワークの状況について，簡単に説明させていただきます。

新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが，今年5月に5類へ引き下げられた後，通勤者が増えてきている一方で，社員の在宅リモートワークを継続する企業もまだ残っています。それに伴い，障害者の完全在宅の求人数も増加の傾向があります。一時期，減少していた職種，例えば，医療福祉業界の求人も戻りつつあります。

法定雇用率ですが，未達成企業には，積極的に求人を出すように依頼しています。

障害のある方の雇用は、以前は、ひとまず採用するという企業様も多かったのですが、昨今は、どのような工夫やサポートがあれば、障害のある方を戦力化できるのか、そのあたりを障害のある方に求めている企業様も増えていると聞いています。

石渡会長： 成島委員，ありがとうございます。ハローワークとして、いろいろな努力をされているとお聞きすることは多いのですが、このコロナ禍で、障害がない方の就労形態も随分変わってきているなかで、各企業においても、前向きに障害者雇用に取り組んでいることがわかりました。

また、委員の皆さまから、お聞きしたいことなどがあればお願いします。おありにならないようでしたら、高橋委員に、就労支援部会とハローワーク等も含めた就労支援機関との連携の状況等、障害児通所支援事業所連絡会のお立場からお話ください。

高橋委員： 障害児通所支援事業所連絡会は、相談支援部会の下部組織として、児童、生徒の支援を実施する児童発達支援と放課後等デイサービス事業所の事業所が集っています。

私どもの事業所では、未就学から高校3年生となる18歳までの支援とサポートを実施しています。通所支援事業所を開始して、約10年以上の月日を経て、当初、低学年で通所を開始した子どもは、既に中学、高校へと進学して、成人期に近づくなかで、自立に向けて、これからを考えた時に、ご本人も保護者の方も迷ったり、悩まれたりする内容が、より具体的に変化しています。

例えば、就労では、一般就労、就労移行支援事業所、就労継続支援A型やB型、住居として通勤寮やグループホーム、障害年金の手続き等と直面していくのですが、保護者は、良く分からないと悩んだり、迷われたりして事業所の個別支援計画の面談の際もそのようなことが話題となっています。

学童期の子どもたちの支援、サポートを行っている通所支援事業所としては、ご本人や保護者に対して、成人式に至る前のこの時期に今何が必要か、何を知っておけば良いのか、成人に向けた福祉的資源や国分寺市内の支援体制を知ることは、大変に重要なことだと思います。また、途切れのない支援の継続に向けて、どのような機関、または社会資源と連携すれば良いのか、事業所側から提案する際は、自立支援協議会の就労支援部会の皆さまと、基幹相談支援センターや市の方とも、情報交換を引き続きさせていただける機会をいただきたいと思います。

つきましては、次週の7月11日に今年度の第1回障害児通所支援事業所連絡会を実施しますので、利用者の保護者からの就労に関する相談や面談時に、具体的に、どのようなことで悩んでおられるか、困っておられるかを各事業所の事例を集約していきたいと思っています。国分寺市内で育つ子どもたちの未来を安心して見通しが持てるよ

うに、ぜひ途切れのない支援の継続を目指してまいります。

石渡会長： 高橋委員，ありがとうございました。放課後等デイサービスは，各地に広がって定着し，当初，小学校の低学年だった子どもたちも，今や中・高校生になりました。子どもたちが，順次，社会参加に移行すると，就労支援部会と障害児通所支援事業所連絡会との連携がますます大事になってきます。7月に，障害児通所支援事業所連絡会が開催されるとのこと，そこでまた事業所の皆さまのご意見を丁寧に整理して，報告をいただけると良いと思いました。就労支援部会の関連で，今お二人のお話を聞きましたが，ここの就労関連で，ご意見やご質問はありますか。

それでは，国分寺市としてはいろいろな取組をしていますが，改めて，池田委員からお願いします。

池田委員： 新型コロナウイルスの感染法上の位置付けが，5月に5類へ引き下げられてから，法定雇用率も引き上げられましたので，障害者雇用に積極的に取り組む企業が増えていくことは，就労支援センターとしても肌で感じています。ただし，実情では，働きたい障害者は大勢いて，一方，企業が求めている障害のある方の雇用とのバランスが，うまくいっていない部分があると思います。

障害のない方は多様な働き方をしていますが，今後，障害のある方にとっての働き方も，ご自身のライフステージ，その希望する働き方に合わせさまざまな選択ができる世の中になってきています。支援する側としても各種情報を集めながら，ご本人がどのような働き方を望んでおられるのかに合わせて，情報提供をしていく必要があると思います。

比較的，学校の先生やご家族との連携はあるのですが，放課後等デイサービスとの連携は，これまでは，ありませんでした。児童の支援者と連携ができると，成人を受け入れている事業所や就労支援センターとして，ご本人を支援していくうえで，ご本人が，自分らしく生活していくための必要な情報を求めていけると思います。ぜひ，途切れのない支援になるよう連携を進めていけるとありがたいです。

石渡会長： 池田委員，ありがとうございました。相談支援部会の報告において，児童から成人への引継ぎ，成人期から高齢になってリタイア後の支援の在り方も，大きな地域課題になると思いますので，各専門部会同士の連携も必要になると考えます。いろいろと貴重な情報をありがとうございました。

それでは，精神保健福祉部会に移ります。毛塚委員，説明をお願いします。

毛塚委員： 令和5年度の精神保健福祉部会の活動計画を説明します。資料5の3ページをご覧ください。今年度の主な取組を6点あげています。昨年度と内容は変えず，より発展

できるような活動を予定し、部会全体を通じて「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を行ってまいります。

まず、①『『地域生活支援拠点』における『体験の機会・場』の機能について、ピア国分寺でのミドルステイの進捗を把握し、有効性や効果について検討を行う』について説明します。ピア国分寺（精神障害者のグループホーム）も地域生活支援拠点の一つとして、今年度からミドルステイを実施し、利用の進捗を把握し、有効性や効果について検討します。また、このミドルステイを地域に住む当事者の自立に向けた体験の場と入院している市民の方の地域移行等に結びつけて、地域生活の体験の機会・場として活用し、その有効性等の検証も行っていきます。

②「精神障害者に必要な緊急時の支援について、ニーズの整理や必要な機能について協議する」は、8050世帯に対する支援の重要性等を協議し、地域課題の一つとして、継続検討します。昨年度は、医療現場との連携等を協議のメインとしましたが、今年度は、障害福祉分野と高齢福祉分野との連携等の協議を行い、緊急を緊急にしないためにどのようにしたら良いか、もしくは、何か起きた際の初動等について確認していきます。

③「精神障害に関する普及啓発について、対象や方法等を協議する。また、若者世代についての普及啓発は教育部門との連携を模索する」は、昨年度、市内の養護教諭の研修会に参加させていただき、同テーマについて説明してきました。今年度も引き続き、どのような連携をはかることが有効か模索していきます。精神保健福祉の最新情報が、若年層に行き渡ることで、いわゆる早期発見、早期支援を可能にしていきたいと思います。

④「精神障害当事者の方からヒアリングを行い、施策・制度への反映を模索する。また、当事者の方の活躍の場の拡大について検討する」は、例年、精神障害当事者の方からヒアリングを行い、施策・制度への反映を模索することについても、継続して行っています。また、当事者の方の活躍の場についても、諸々課題を抽出して、今後の検討を進めていきたいと思います。

⑤『『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』に欠かせない居住支援の実態把握を行う』については、地域移行、退院支援を進めるにあたり、欠かせない居住支援の実態把握が鍵となります。これは、地域移行だけに限らず、地域で生活する方の地域定着に関わる支援についても同様で、地域で定着した暮らしができることと、地域移行、退院支援を進める、この両輪が大事になります。本部会として、居住支援の検討を続けていく必要があると考えています。

⑥「地域移行等支援連絡会において、『退院意欲・退院支援意欲喚起のためのツール作成』等、退院支援の体制構築の取組を進め、近隣市の精神科病院へのアプローチを重ねる」、これも、昨年度より、本部会の一つの肝として実施しています。地域移行や地域定着を進めるために、グループホームの種類についての紹介動画を制作しました。また、制作した動画を、国分寺市民が入院する近隣市の精神科病院に、情報として提供しました。

退院意欲とは、入院中の市民の方へ、退院支援意欲とは、病院スタッフや地域の支援者の退院支援をするための意欲も喚起できればと考えています。当事者の方のみならず、支援者など周りの方に対しても有効的なツールになるように次の制作を現在、進めています。

精神保健福祉部会のスケジュールをご覧ください。第1回目は、6月23日に開催されました。開催内容は、地域生活支援拠点へのピア国分寺の位置付けについて、部会の委員から意見を伺いました。はらからの家福社会のピア国分寺のミドルステイは、今年、秋頃から受け入れを予定しています。具体的には、大物家電としてエアコン、洗濯機、冷蔵庫、そして、電子レンジは、全室に備え付けられています。委員からは、体験の機会・場として、地域移行にも利用できるのではないかと、この意見をいただきました。

次に、「支援につながりにくい世帯への支援について」に関して、こちらは世帯としてどのような関わりを持てばいいのか、障害のある50歳代と、親世代の80歳代の支援者同士の連携について意見を伺いました。緊急を緊急にしないために情報共有が必要とされますが、50歳代の支援の場合、本人の意志を尊重しながら支援に入るタイミングを凶っているところがあります。ここを高齢福祉分野で支援される方と共有し、どのようなタイミングで関わりが始められるか、密に連携を取りながら共有する必要があるとの意見がありました。また、支援に入るタイミングをはかるためにも、普及啓発が大事であるとの意見がありました。

そして、当事者の方の活躍の場については、今後、精神障害のある当事者の方の活躍の場が、より必要になるとの意見がありました。令和3年度から、厚労省がピアサポーターの養成を本格始動し、都道府県、あるいは市区町村単位で実施する流れがあります。それを見据えて、市内での養成をどのように検討していくのか。かつ、養成しても活躍の場がなければ、養成をするメリットが少なくなるため両輪として考えつつ、活躍の場をどのように広げていくかを継続して考えていけたらと思います。

はらからの家福社会地域生活支援センタープラッツでは、LP（エル・ピー）と呼ば

れているピアサポーターの方と、地域移行に特化した活動をしていて、そこも一つ活躍の場になるのですが、今後の定着支援を踏まえて、日常の生活支援の中でピアサポーターの方が活躍できる場も重要になってきます。地域でどのような活躍ができるか、さらに意見を委員から求めていけたらと考えています。

最後に、地域移行等支援連絡会の活動報告と今年度の取組です。この連絡会で、退院意欲喚起、退院支援意欲喚起のツールとして動画を制作しています。昨年度、市内のグループホームの紹介動画を制作しましたが、今回は、当事者の方に伝わるように考えて、そのグループホームでの生活の1日の流れの内容と、どのような生活をおくられているのかを、病院のスタッフの方にも、視覚的に伝えられるように映像を撮影中です。出来上がりましたら、ぜひご覧ください。

その他、今月7月14日に基幹相談支援センターが主催するネットワーク研修Ⅰ（地域移行）が開催されますが、精神保健福祉部会として協力をします。北多摩西部圏域の医療連携事業の担当者にもオブザーバーとして参加をいただき、医療の観点から意見をいただきます。最近のトピックスも紹介いただき、それらをまた本部会の取組に反映させていけたらと思います。

石渡会長： 毛塚委員、ありがとうございました。国分寺市の精神保健福祉部会の取組は意欲的で、成果を上げている。そして、ピアサポーターの活躍が素晴らしい、といつも触発されています。

さて、民生委員の小野委員に、8050問題や災害対策、その他話題も出ていますが、小野委員のお立場から感じておられることをご報告いただければと思います。

小野委員： 市役所の市民相談室から電話があり、続いて、管轄の地域包括支援センターからも同じ内容の電話を受けました。その内容は、私が担当する地域の障害があると思われる方の自宅を訪問したいので、連絡をとり訪問する日程の調整をお願いできないかというお話でした。

その時期、民生委員が地域包括支援センターの依頼で、熱中症対策の訪問をしている最中だったので、私が直接、お宅を訪問しました。お会いすると高齢の方で、そのまま玄関口で40分程立ち話をしましたが、ことのほか非常に丁寧に、礼儀正しい方でした。そして、話し相手が欲しかっただけだ、ということがわかりました。

地域の民生委員として、エピソードを一つ紹介しました。

石渡会長： 小野委員、ありがとうございました。地域のいろいろなニーズに添えておられることが、今のエピソードから改めて感じられました。民生委員のところの対応だけで良かったのか、地域の他の社会資源にもつなぐ必要があるのか、その辺りはまたいろいろ

ろ議論ができたらと思いますので、よろしくをお願いします。

石井委員は、弁護士として精神障害のある方の人権擁護に関して、活動をされていますが、石井委員の立場から何かお気づきのことをお話しただけたらと思います。

石井委員： 前は、退院支援プロジェクトチームを弁護士会に設置していますが、マンパワー不足でなかなか活動が推進していない、という悩みもお話しさせていただいたと思います。裾野を広げるとの意味で、司法修習生、司法試験に合格しまして1年間の実務修習をしている方に、1カ月程、各庁から裁判所、検察庁、弁護士会からプログラムを提供して、選択して自分で学びたいことを勉強していただく機会を1カ月設けてあります。プロジェクトチームでプログラムを提供し、修習生の段階からそのようなことに興味を持っていただくための取組をしています。

この取組は、目の前にいる退院できない方の支援として、非常に重要なことだとして私も捉えていなかったのですが、それだけにとどまらないと感ずることがありましたので少しお話しします。

滝山病院に代表されるように、精神科に入院している方が虐待の被害に遭ってしまったことが報道されます。病院の種類としては、一般病床、療養型病床、精神科病床、感染症等あります。報道番組で耳にすると、虐待が精神科病床に集中していることに気づかれると思います。一般病床で虐待が起きた、と報道されたことはほとんどないと思います。ですが、精神科になると急にその割合が増えるのです。

それがなぜかと考えますと、基準看護と言いまして、看護職員数が患者1人に対して何人必要か、と厚労省で決められています。一般病床だと3対1、患者3人に対し看護師は1人必要となります。これを特定機能病院といいます。高度先進医療を実施する病院は2対1と手厚くなります。療養型では4対1と看護職員数が減で、良いとされます。近年、改正があり、精神科も4対1を目指すことになりました。

その4対1になる前に、驚くことに7対1という時代もありました。患者7人に対して看護職員1人。看護職員1人で7人見るのは、そんなに多くないと思うかもしれませんが、看護師1人で24時間働いているわけではありません。休みのことや何かカウントすると、1人で数多くの患者を見なければいけないという状況になります。7対1から4対1、これは経過措置で、当面の間は、5対1で良いと緩和されています。他の病床のように、手厚い人員を配置してもらえない状況が続いています。

そのような状況で患者の安全を守るために最初は身体拘束などを始めるわけです。それが講じて、やがては虐待につながってしまうところがあるのではないかと、思います。これを改善していくために、一般病床並の基準看護を取っていくのが必要にな

りますが、それには看護職員を増やさないといけない。そんなに簡単に増えるものではない。ではどうするのか、答えは病床数を減らす、それが一番簡単だと思います。病床数を減らすには、入院患者を減らしていけば良いのであるから、実は、病院からの退院の支援が、今後重要になってくるのだと感じましたので、ここでお話しをさせていただきます。

石渡会長： 石井委員、ありがとうございました。病床を減らして地域移行を進めていくなかで、病院の体制も準じてくるのだと思うのですが、実現しませんね。課題は多いのですが、また、ぜひ弁護士会としていろいろなご尽力をいただければと思います。

ここまでで、毛塚委員より、お願いします。

毛塚委員： 小野委員、石井委員、ありがとうございます。小野委員のお話から、民生委員の日々のご苦勞を感じたのと、大変ありがたいなと思いました。それは、民生委員が、市民としてのつながりで対応していただき、これも支援力の一つと感じさせていただきました。今後とも、ご協力をお願いできたらと思いました。

石井委員のお話は、人権擁護の関連でお話をいただきました。看護基準、精神科特例と以前は言っていて、今も、看護基準が少ないまま経営している精神科病院があります。そこを一般科の病床並にするためには、精神科の病床を減らすことが大きな課題となっています。地域の受け皿がないから、退院できないから、病床が減らないというのは、言い訳ではないかと感じます。地域が受けとめられずに、入院をお願いしてしまう実情は悲しいながらもまだにあります。だからこそ、退院支援を進めていき、支援力が多く求められる方が暮らせるようにしていく。そのためには、現時点ではこういった資源が足りないから増やしていく、もしくは連携をしていけば退院が進められるのだと、地域全体としての経験を積んでいく必要があると思いました。入院を今までお願いしていたのは、地域が支える経験をしていなかったから、と私は捉えるので、人権を擁護するためには、地域側がその経験を増やしていく。そのためにも、退院、地域移行を進めていき、何が課題かを抽出していき、それをクリアしていくために、自立支援協議会で皆さまと一緒に共有ができればと思います。

さらに、退院支援・地域移行を進めていくためには、居住支援も大事になってきます。現在、国分寺市内で、民間の立場ではありますが、居住支援を進めていく団体が立ち上がり、そことの連携も必要だと考えています。かつ、当事者の方が活躍できれば、それを障害のある生活者のロールモデルとして提供することもできるため、ピアの活躍の場も必要だと改めて思いました。

石渡会長： 毛塚委員、最後に大事なご指摘をありがとうございました。今日グループホームの

話もいろいろな委員から出ました。居住の場は、建物だけがあれば良し、ではなく地域の支援をどのように築いていくのかが、大事になると改めて思いました。相談支援に関連して、今日いろいろな課題が出されました。どれも大事なことなので、今後の記録にもしっかりと目を通していただきたいです。

では、報告事項に移ります。基幹相談支援センターからの報告をお願いします。

銀川委員： 令和4年度の事業報告、資料6-1とそれから令和5年度の基幹相談支援センター事業計画、資料6-2、これを併せて報告します。

まずは、資料6-1をご覧ください。令和4年度の基幹相談支援センターの事業報告ですが、市との仕様書にある事業は全て遂行しました。本日は、特に、力を入れた新しい取組について報告します。

力を入れた取組の一つは、基幹相談支援センター独自のウェブサイトを作成するため、令和3年度より準備を開始し、令和4年度4月より正式に運用を開始しました。

このウェブサイトは、基幹相談支援センターの取組を広報するとともに、市内の相談支援専門員の業務サポートのために開設しました。同法人のウェブサイト内の基幹相談支援センターのページ閲覧数と比較すると、基幹相談支援センター独自のウェブサイトの閲覧数が大幅に増えています。今後に向けて相談支援専門員専用ページでは、激務である相談支援専門員の業務軽減に貢献してまいります。

力を入れた取組の二点目は、市内の地域包括支援センター全6事業所を初めて訪問し、地域の特色や課題についてインタビューを行いました。聞き取った地域課題等は情報を整理し、障害福祉課と共有し、研修や会議のテーマとして取り上げました。

特に、スキルアップ研修Ⅰ（精神科病院からの地域移行）、ネットワーク研修Ⅱ（高齢-障害分野の連携研修）では、地域包括支援センターの職員と相談支援専門員が連携して支援した65歳の壁をスムーズに乗り越えることができた成功事例を扱いました。この後、地域包括支援センターと一緒に、世帯に渡る支援が必要な家族に対し、連携した支援が始まっています。

その他の事業については、資料を見ていただければと思います。

続きまして、資料6-2をご覧ください。令和5年度の事業計画について報告します。基幹相談支援センターは地域生活支援拠点等として求められる機能の一部、及び重層的支援体制事業において実施する事業の一部を担う役割があり、令和5年度も市内の相談支援体制の充実と他分野、多職種との連携、特に高齢、医療、教育の分野で、地域のネットワークの充実を図ってまいります。ネットワーク研修、支援者向け虐待防止研修も回を重ねるごとに参加者が増えています。今年度も皆さまにお応えで

きる内容でお届けしたいと思います。

今日の協議事項にもありましたが、国分寺市の相談支援体制は大きな転換期を迎えています。相談支援専門員のサポートだけでなく、相談支援事業所の運営がこれからも継続されるよう、良い情報を収集し、国分寺市で取り入れられることを検討し、事業所の皆さまと具体的な取組に移していこうと考えています。

他の事業については、書いてある通りです。ご意見、ご感想等ありましたら、ご助言いただけると助かります。

石渡会長： 銀川委員，説明をありがとうございました。資料6-1，資料6-2に丁寧にまとめてくださいましたが，委員の皆さまからご質問，ご意見はありますか。

私もいろいろな自治体に関わらせていただいているのですが，基幹相談支援センターがこれだけいろいろなことをやっているところはありません。今日，いろいろお聞きしたように，相談支援体制については課題が山積していますので，少しずつ前に進めていくためにも，相談支援部会やその相談支援事業所連絡会との連携が，大事になってくると改めて感じました。

何かお気づきのことがあれば，お願いをしますが，ご意見等は，基幹相談支援センターに，直接，ご意見をいただければ，今後の検討につなげていけるとお思いますのでお願いします。引き続き，研修案内をお願いします。

銀川委員： 研修のご案内です。7月14日，金曜日にcocobunji プラザ リオンホールで，午後1時30分より，ネットワーク研修Ⅰ（地域移行をテーマとした研修）を行います。

昨年は，精神科病院の相談を受けてくださっている方をお招きして，お話を伺いました。今年は，精神科病院の看護師の方をお招きします。府中市の根岸病院と都立松沢病院の看護師から，実際に，病棟でどのような業務を担っておられるのか伺います。それから，松沢病院は，地域にネットワークをつくる仕事をしている看護師が配置されており，お話をさせていただく予定です。参加予定者は70名を超えて，昨年度よりも参加人数が増えています。

そして，今年の11月24日金曜日，cocobunji プラザ リオンホールにて，ネットワーク研修Ⅱ（高齢分野，障害分野の連携研修）を開催します。講師に，なでしこメンタルクリニック精神科医・白石弘巳先生をお招きして，お話をさせていただきます。

さらに，年が明けて令和6年2月に，ネットワーク研修Ⅲ（障害児を対象とした研修）を進めていく予定です。こちらは，企画をしているところで，詳細が決まり次第，お知らせします。

支援者向け虐待防止研修は12月7日木曜日，午後6時15分から，cocobunji プ

ラザ リオンホールで行います。会場参加と同時にオンラインでの配信もします。虐待防止研修は福祉関係の仕事に携わる方は常勤，非常勤にかかわらず悉皆研修となっています。個人で参加するもよし，それから事業所としての研修として扱っていただくことも可能です。オンラインで参加される事業所も増えてまいりました。事業所の皆さまと一緒に参加いただいても構わないし，自宅から個別に参加するのが都合の良い方もおられます。参加しやすい形態でぜひ活用していただきたいと思います。講師は，武蔵野大学教授・木下大生先生をお迎えします。木下先生は障害者の高齢化について研究をされています。障害者の高齢化となると，障害者と高齢者の方に向けての虐待防止研修だと思いがちですが，そうではなく，障害の方は健常者よりも早く高齢化することが検証されており，そういった場合，高齢になる前の児童のところからどのような支援が必要かも，お話をいただきます。児童から高齢分野の支援関係者まで，興味を持ってお話を聞いていただける内容になっていますので，ぜひ参加してください。

石渡会長： 銀川委員，ありがとうございました。国分寺市の基幹相談支援センターの研修内容が大変充実しています。7月の研修は，滝山病院事件でも話題になっていますが，先ほど石井委員も説明して下さった地域移行について，看護職の方からお話を聞けるのは，大変に貴重なことだと思います。11月の講師・白石弘巳先生は，昨今の8050問題に関しての第一人者です。1週間程前に，ケアマネジメント学会にて，白石先生にお話しをいただいたのですが，参加者が多く集まり，皆さま白石先生のお話を聞いて，納得して帰っていかれました。白石先生は，国分寺市の研修等にも何度も登場してくださっていますが，この機会にぜひ参加いただきたいです。12月，2月の研修も期待される研修となります。

銀川委員： 石渡先生も12月7日の虐待防止研修に参加されます。皆さまもぜひご参加をお願いします。

石渡会長： それでは，4番目の事務連絡にて，次回の日程等，事務局からお願いします。
まず，伊佐委員，情報提供をお願いします。

伊佐委員： チラシが事前に用意できませんでしたが，市民福祉講座の案内になります。

8月19日土曜日，午後1時から3時まで，国分寺市障害者センターにて，市民福祉講座を開催します。内容は，主に18歳以上の方が利用される障害福祉サービスについて，障害福祉課の係長と，つばさの相談支援専門員が講師を務め，説明します。具体的には，申請手の流れやサービスの種類，概要，市内の障害福祉の現状，また相談支援専門員がどのように関わっていて，実際にどのサービスを使っていくか，簡

単な事例などを交えて、ご説明させていただきます。

また、講座終了後に、国分寺市障害者センターの館内見学ツアーも予定しています。定員 30 名ですが、今回は会場参加と、1 週間後、YouTube で研修の内容を配信します。事前予約後、YouTube で大体 2 週間程度内容を配信します。また、チラシなどできましたら各事業所にもご案内します。7 月 15 日号の市報にもご案内を掲載しますので、よろしくお願いいたします。

石渡会長： 伊佐委員，ありがとうございました。

それでは最後に、事務連絡、次回開催等についてお願いします。

事務局： 次回は令和 5 年 10 月 20 日金曜日 9 時半から 12 時，場所は市役所第 1 ・第 2 委員会室を予定していますのでよろしくお願いいたします。また、今年度の日程につきましては、資料 8 に記載していますので確認をお願いします。

石渡会長： 次回の予定等についてご説明いただきました。ありがとうございます。

それでは、今日は貴重なご意見をたくさんありがとうございました。これを持ちまして、令和 5 年度の第 1 回の国分寺市障害者自立支援協議会を終了します。